

回答書

令和3年8月6日

調達件名：カラーデジタル複合機借受

(質問内容)

No.	質問内容
1	仕様書内納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認が取れておりますが、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウイルスの影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。
2	今回の仕様物件につきまして、歳出予算の削減又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。また、歳出予算の削減又は減額の可能性はありますでしょうか。

(回答内容)

No.	回答内容
1	納期限までに納品ができないときは協議を行うこととなります。その際、納期遅延の原因がコロナウイルスの影響であることが確認できた場合は、参加停止措置や違約金等の請求は行いません。
2	契約を解除した事例については、今回の入札告示に係る内容ではないため、お答えできません。 来年度以降において、歳出予算が削除又は減額となる可能性はあります。